

震災等に係る被災代替償却資産特例申告書

年 月 日

受付印

福山市長様

納 税 義 務 者	住 所 (所 在 地)	福山市東桜町 3 番 5 号											
	名 前 (名 称)	株式会社 福山税務											
	電 話 番 号	084 - 928 - 1022											
	個人番号又は 法人番号(右詰)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3



震災等により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対し、地方税法第(昭和 25 年法律第 226 号)349 条の 3 の 4 に規定する課税標準の特例を受けたいので、別紙「代替償却資産対照表」等関係資料を添えて申告します。

1 所有者の氏名(名称)・住所(所在地)・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代替償却資産	株式会社 福山税務	福山市東桜町 3 番 5 号	福山市神辺町川北 1151 番地 1
被災償却資産	株式会社 福山税務	福山市東桜町 3 番 5 号	福山市神辺町川北 1151 番地 1

※ 代替償却資産：震災等により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして取得した資産又は改良した資産(改良した資産は、当該資産の改良部分)をいう。

被災償却資産：震災等により滅失又は損壊した償却資産をいう。

2 代替償却資産の種類別内訳

資産の種類	数量	取得価額 (円)			
		十億	百万	千	円
構 築 物					
機 械 及 び 装 置	2		5	000	000
船 舶					
航 空 機					
車 両 及 び 運 搬 具					
工 具, 器 具 及 び 備 品	1			200	000
合 計	3		5	200	000

※ 必要に応じて所定の書類以外の書類を提出していただく場合があります。

番号①…本人の個人番号確認を行った書類名を記載。

番号②…本人確認を行った書類名を記載。

※番号①	※番号②
個・通・住	個・免・保 その他 ( )

## 1 特例対象者

震災等により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者

## 2 特例措置の対象となる資産

### (1) 対象資産（代替償却資産）

ア 震災等の被災により滅失し、又は損壊した償却資産(以下「被災償却資産」という。)に代わるものとして取得した資産(以下「代替償却資産」という。)

※ 代替償却資産とは、原則として次の要件を満たすものをいいます。

- ・ 被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの
- ・ 代替えされることとなる被災償却資産が、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課されることとなった年度において、償却資産課税台帳上に登録されていない(除却又は売却等の処分がなされている)ものであること。

※ 前年までに代替償却資産特例の適用申告をされた被災償却資産については、再度代替償却資産特例の適用申告をすることはできません。

イ 震災等の被災により、被災償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費(資本的支出)に該当するもの

### (2) 取得期限

当該震災等の発生した日から被災年翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得又は改良されたもの。

### (3) 特例率

取得又は改良の翌年から4年度分に限り、課税標準額を2分の1に軽減します。

(地方税法349条の3の4以外の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。)

## 3 提出書類

代替償却資産特例の申告に当たっては、次の書類を御提出ください。

### (1) 震災等に係る被災代替償却資産特例申告書

### (2) 代替償却資産対照表

### (3) 被災償却資産が震災等により滅失又は損壊した旨を証する書類(減免決定通知書(写)、更正決定通知書(写)、り災証明(写)等)

### (4) 被災償却資産が所在したことを証する書類(償却資産証明書(写)等)

### (5) 被災償却資産について、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、償却資産課税台帳上、登録されていないことを証する書類(被災償却資産を除却又は売却等の処分をしたことが分かる書類(写)等)

※(3)は、福山市で償却資産の減免申請をされた方は提出不要です。

(4)及び(5)は、福山市で被災した償却資産について福山市でその代替償却資産を取得する方は提出不要です。

(その他必要に応じて添付書類の提出を求める場合があります。)

### (6) その他

ア 当該震災等の発生した年の1月2日から震災等の発生日前日までの間に取得し、被災した償却資産については、震災等の発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類(納品書(写))等を添付してください。

イ 代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合は次の書類を添付してください。

○相続人の場合：相続人であることを証する書類(戸籍謄本(写)等)

○合併法人の場合：合併法人であることを証する書類(登記簿謄本(写)等)

※ その他必要に応じて添付書類の提出を求める場合があります。

## 4 提出期限

代替償却資産を取得した翌年の1月31日

## 5 提出先

福山市役所 資産税課 償却資産担当

電話番号 084-928-1022